

記者発表資料

台風18号に伴う降雨による
国道20号（大垂水区間）の通行止めを解除します。
【第4報】

台風18号に伴う降雨により規制雨量（通行規制基準値）に達したため、大垂水区間において、通行止め（雨量による通行規制）を実施しておりましたが、パトロールの結果、安全が確認されたため通行止めを解除します。

《通行止解除》

平成26年10月6日（月） 13時10分

《通行止解除区間》

■ 国道20号 大垂水区間

八王子市南浅川町～相模原市緑区千木良（4.8km）

※参考

《通行止解除》

平成26年10月6日（月） 12時40分

《通行止解除区間》

■ 国道20号 相模湖区間

相模原市緑区与瀬～相模原市緑区吉野（1.5km）

雨量による通行規制へのご理解とご協力ありがとうございました。

発表記者クラブ

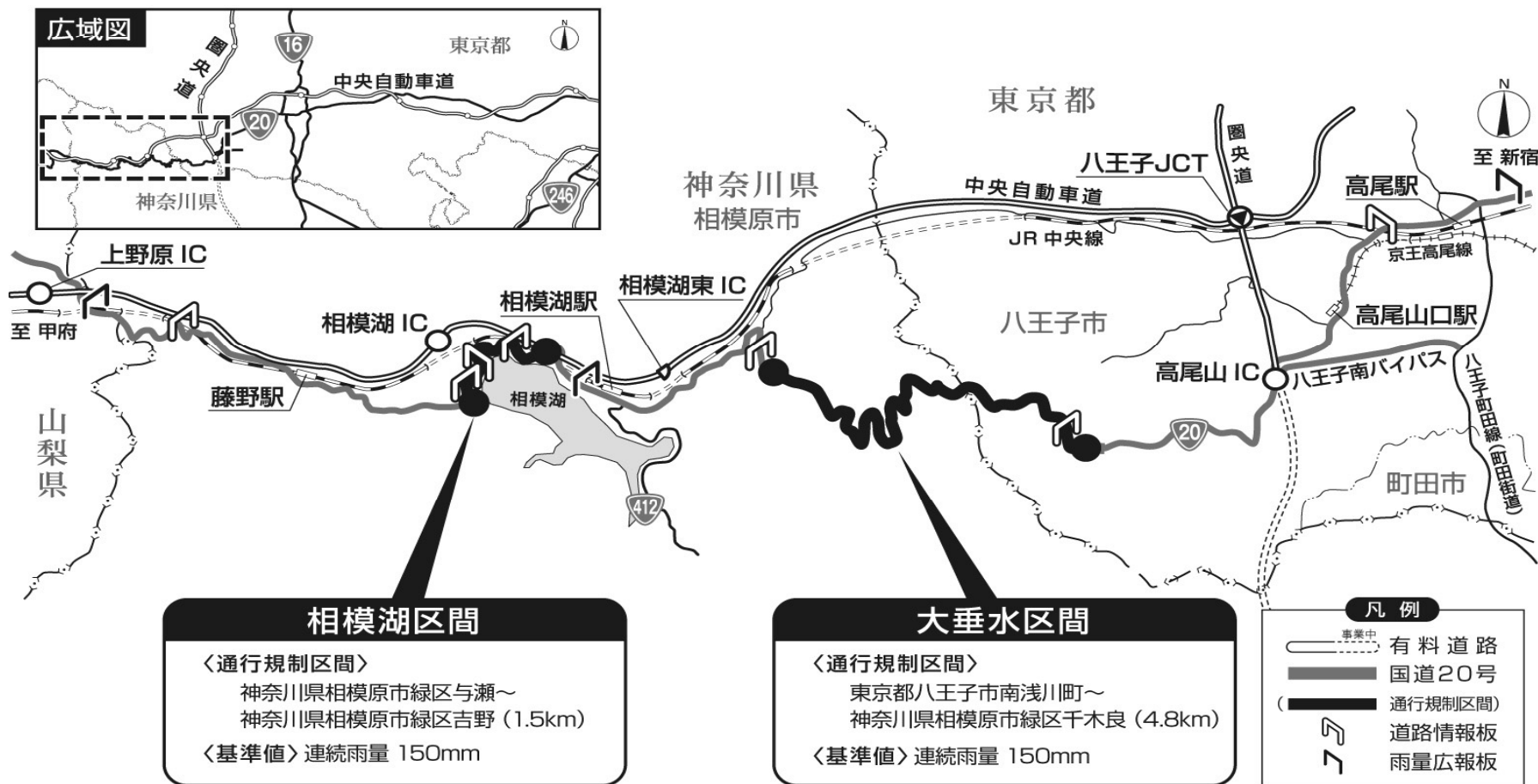
八王子記者クラブ、相模原記者クラブ

問い合わせ先

国土交通省 関東地方整備局 相武国道事務所
TEL 042-643-2001(代)

地域広報官（副所長） くぼた窪田 こうさく光作、管理第二課長 みすの水野 ひでゆき秀幸

国道20号(東京都内・神奈川県内)の通行規制区間



通行可能

通行止め解除

平成26年10月6日
13時10分

※通行規制基準値

通行止めを行う降雨量の基準のことであり、連続雨量(降り始めからの降雨量の累計。ただし、降雨の中断(2mm以下/時間)が3時間以上の場合は、原則として中断前の雨量は加算しません。)で定めています。